

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 対象農業者の要件の変更

一 対象農業者に関し、耕作の業務の規模に関する基準を設けないものとする。

二 対象農業者に該当する者として、認定農業者及び集落営農組織のほか、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を加えること。

(第二条第四項第一号関係)

第二 生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る交付基準の変更

一 生産条件に関する不利を補正するための交付金として、次に掲げる交付金を交付するものとする。

(一) 当該年度における対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

(二) 当該年度における対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

(第三条第一項関係)

二 一の(二)の交付金の金額は、一の(一)の交付金の金額を基礎として算定した調整額を控除して算定するものとする。

(第三条第四項、第六項及び第七項関係)

### 第三 その他

一 「生産条件不利補正対象農産物」及び「収入減少影響緩和対象農産物」の定義の明確化

(一) 「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであって、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいうものとする事。

(第二条第二項関係)

(二) 「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいうものとする事。

(第二条第三項関係)

### 二 施行期日等

(一) この法律は、平成二十七年四月一日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

(二) 改正後の規定は、平成二十七年度（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金にあつては、平成二十八年度）の交付金から適用するものとする事。

(附則第二条関係)

### 三 その他所要の規定の整備を行うこと。